

報告2

漁管第1658号
令和7年(2025年)11月7日

各海区漁業調整委員会会長様

北海道水産林務部長

特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更について

のことについて、くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量
を変更し、別添のとおり公表しましたので、その旨報告いたします。

連絡先：水産局漁業管理課
管理調整第一係
電話：6-210-28-381



○令和7管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和7年3月27日公表のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年11月7日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|-----------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|---|--------|-----------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 174.4トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>174.4トン</td></tr><tr><td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td><td>174.4トン</td></tr></tbody></table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 北海道漁獲可能量 | 174.4トン | 北海道くろまぐろ（小型魚）漁業 | 174.4トン | <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 174.4トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>174.4トン</td></tr><tr><td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td><td>174.4トン</td></tr></tbody></table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 北海道漁獲可能量 | 174.4トン | 北海道くろまぐろ（小型魚）漁業 | 174.4トン |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | |
| 北海道漁獲可能量 | 174.4トン | | | | | | | | | | | | |
| 北海道くろまぐろ（小型魚）漁業 | 174.4トン | | | | | | | | | | | | |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | |
| 北海道漁獲可能量 | 174.4トン | | | | | | | | | | | | |
| 北海道くろまぐろ（小型魚）漁業 | 174.4トン | | | | | | | | | | | | |
| <p>第二 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>549.9</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道漁獲可能量</td><td><u>549.9</u>トン</td></tr><tr><td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td><td><u>549.9</u>トン</td></tr></tbody></table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 北海道漁獲可能量 | <u>549.9</u> トン | 北海道くろまぐろ（大型魚）漁業 | <u>549.9</u> トン | <p>第二 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>547.9</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道漁獲可能量</td><td><u>547.9</u>トン</td></tr><tr><td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td><td><u>547.9</u>トン</td></tr></tbody></table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 北海道漁獲可能量 | <u>547.9</u> トン | 北海道くろまぐろ（大型魚）漁業 | <u>547.9</u> トン |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | |
| 北海道漁獲可能量 | <u>549.9</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 北海道くろまぐろ（大型魚）漁業 | <u>549.9</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | |
| 北海道漁獲可能量 | <u>547.9</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 北海道くろまぐろ（大型魚）漁業 | <u>547.9</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 第三～第七（略） | 第三～第七（略） | | | | | | | | | | | | |

漁管第1659号
令和7年(2025年)11月7日

関係各位

北海道水産林務部長

するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更について

のことについて、別添のとおり令和7年11月7日付けで特定水産資源（するめ
いか）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を変更し、ホームペー
ジ上において公表しましたので、お知らせします。

○ホームページURL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/67372.html>

連絡先 水産局漁業管理課
管理調整第三係
電話 011-204-5477
FAX 011-232-1095



○令和7管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

令和7年3月27日公表
令和7年6月3日一部変更
令和7年8月19日一部変更
令和7年8月21日一部変更
令和7年10月3日一部変更
令和7年11月7日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和7年3月27日公表のするめいかに関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年11月7日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|---|--------|-----------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| するめいかに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。 | するめいかに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | |
| 第一～第六（略） | 第一～第六（略） | | | | | | | | | | | | |
| 第七 するめいか 一 知事管理漁獲可能量 1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>3,300</u> トン 2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。 | 第七 するめいか 一 知事管理漁獲可能量 1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>2,600</u> トン 2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道漁獲可能量</td><td><u>3,300</u> トン</td></tr><tr><td>北海道するめいかを採捕する漁業</td><td><u>3,300</u> トン</td></tr></tbody></table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 北海道漁獲可能量 | <u>3,300</u> トン | 北海道するめいかを採捕する漁業 | <u>3,300</u> トン | <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道漁獲可能量</td><td><u>2,600</u> トン</td></tr><tr><td>北海道するめいかを採捕する漁業</td><td><u>2,600</u> トン</td></tr></tbody></table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 北海道漁獲可能量 | <u>2,600</u> トン | 北海道するめいかを採捕する漁業 | <u>2,600</u> トン |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | |
| 北海道漁獲可能量 | <u>3,300</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 北海道するめいかを採捕する漁業 | <u>3,300</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | |
| 北海道漁獲可能量 | <u>2,600</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 北海道するめいかを採捕する漁業 | <u>2,600</u> トン | | | | | | | | | | | | |

漁管第1685号
令和7年(2025年)11月11日

北海道連合海区漁業調整委員会 会長様
各海区漁業調整委員会会長様

北海道水産林務部長

するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更
について

のことについて、農林水産大臣から北海道漁獲可能量の追加配分の通知があつたことから、令和7年2月20日付け漁管第2374号で諮問した内容に従い、全量を北海道漁獲可能量に配分し、別添のとおり令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を変更した旨公表しましたので、報告いたします。

連絡先 水産局漁業管理課
管理調整第三係
電話 011-204-5477
FAX 011-232-1095



○令和7管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

令和7年3月27日公表
令和7年6月3日一部変更
令和7年8月19日一部変更
令和7年8月21日一部変更
令和7年10月3日一部変更
令和7年11月7日一部変更
令和7年11月11日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和7年3月27日公表のするめいかに関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年11月11日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|---|--------|-----------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| するめいかに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。 | するめいかに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | |
| 第一～第六（略） | 第一～第六（略） | | | | | | | | | | | | |
| 第七 するめいか 一 知事管理漁獲可能量 1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>3,698</u> トン 2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。 | 第七 するめいか 一 知事管理漁獲可能量 1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>3,300</u> トン 2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道漁獲可能量</td><td><u>3,698</u> トン</td></tr><tr><td>北海道するめいかを採捕する漁業</td><td><u>3,698</u> トン</td></tr></tbody></table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 北海道漁獲可能量 | <u>3,698</u> トン | 北海道するめいかを採捕する漁業 | <u>3,698</u> トン | <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道漁獲可能量</td><td><u>3,300</u> トン</td></tr><tr><td>北海道するめいかを採捕する漁業</td><td><u>3,300</u> トン</td></tr></tbody></table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 北海道漁獲可能量 | <u>3,300</u> トン | 北海道するめいかを採捕する漁業 | <u>3,300</u> トン |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | |
| 北海道漁獲可能量 | <u>3,698</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 北海道するめいかを採捕する漁業 | <u>3,698</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | |
| 北海道漁獲可能量 | <u>3,300</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 北海道するめいかを採捕する漁業 | <u>3,300</u> トン | | | | | | | | | | | | |

漁管第1707号
令和7年(2025年)11月13日

北海道連合海区漁業調整委員会 会長様
各海区漁業調整委員会会長様

北海道水産林務部長

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理
漁獲可能量の変更について

のことについて、農林水産大臣から北海道漁獲可能量の追加配分の通知があつたことから、令和7年5月22日付け漁管第400号で諮問した内容に従い、全量を北海道漁獲可能量に配分し、別添のとおり令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を変更した旨公表しましたので、報告いたします。

連絡先 水産局漁業管理課
管理調整第三係
電話 011-204-5477
FAX 011-232-1095



○令和7管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

令和7年6月30日公表
令和7年11月13日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和7年6月30日公表の北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業に関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年11月13日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----------|----------|------------------|---------------------|------------------|--|--------|-----------|----------|-----------------|---------------------|-----------------|
| まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。 | まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | |
| <p>第一 まさば及びごまさば太平洋系群</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>12,900</u> トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道漁獲可能量</td><td><u>12,900</u> トン</td></tr><tr><td>北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業</td><td><u>12,900</u> トン</td></tr></tbody></table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 北海道漁獲可能量 | <u>12,900</u> トン | 北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業 | <u>12,900</u> トン | <p>第一 まさば及びごまさば太平洋系群</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>8,600</u> トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道漁獲可能量</td><td><u>8,600</u> トン</td></tr><tr><td>北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業</td><td><u>8,600</u> トン</td></tr></tbody></table> | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 北海道漁獲可能量 | <u>8,600</u> トン | 北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業 | <u>8,600</u> トン |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | |
| 北海道漁獲可能量 | <u>12,900</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業 | <u>12,900</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | | | | | | | | | | | | |
| 北海道漁獲可能量 | <u>8,600</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業 | <u>8,600</u> トン | | | | | | | | | | | | |
| 第二～第六（略） | 第二～第六（略） | | | | | | | | | | | | |